

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第 22 号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会公印規則の一部改正について
提 案 理 由	事務処理の効率化の観点から、百舌鳥支援学校宮園分校に学校印及び校長印を設置するため、所要の改正を行うものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 百舌鳥支援学校宮園分校准校長を管理責任者として、宮園分校専用の堺市立百舌鳥支援学校印及び堺市立百舌鳥支援学校長印を新たに制定するもの 2 施行期日 公布の日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他（)

議案第 22 号

堺市教育委員会公印規則の一部改正について

堺市教育委員会公印規則について、次のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 18 日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会公印規則(昭和44年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

堺市立〇〇〇学校 (園)印	てん書 方27	堺市立〇 〇〇学校 (園)之印	一般文書用	校長(各1)
------------------	------------	-----------------------	-------	--------

を

堺市立〇〇〇学校 (園)印	てん書 方27	堺市立〇 〇〇学校 (園)之印	一般文書用	校長(各1)
宮園分校専用堺市 立百舌鳥支援学校 印	てん書 方27	堺市立百 舌鳥支援 学校之印 宮園分校専用	一般文書用	百舌鳥支援 学校宮園分 校准校長 (1)

に改める。

別表堺市立〇〇〇学校(園)長印の項の次に次のように加える。

宮園分校専用堺市 立百舌鳥支援学校 長印	てん書 方20	堺市立百 舌鳥支援 学校長之印 宮園分校専用	一般文書用	百舌鳥支援 学校宮園分 校准校長 (1)
----------------------------	------------	---------------------------------	-------	-------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市教育委員会公印規則（昭和44年教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
名称	書体及び寸法（ミリメートル）	ひな形	使用区分	管理責任者及び個数	名称	書体及び寸法（ミリメートル）	ひな形	使用区分	管理責任者及び個数
(略)					(略)				
堺市立〇〇〇学校（園）印	てん書 方27	堺 市 立 〇 〇 〇 学 校 (園) 之 印	一般文書 用	校長（各1）	堺市立〇〇〇学校（園）印	てん書 方27	堺 市 立 〇 〇 〇 学 校 (園) 之 印	一般文書 用	校長（各1）
(新設)					宮園分校専用堺市立百舌鳥支援学校印	てん書 方27	堺 市 立 百 舌 鳥 支 援 学 校 之 印 宮 園 分 校 専 用	一般文書 用	百舌鳥支援学校宮園分校准校長（1）
堺市立〇〇〇学校（園）長印	てん書 方20	堺 市 立 〇 〇 〇 学 校 (園) 長 之 印	卒業証書 用及び一 般文書用	校長（各1）	堺市立〇〇〇学校（園）長印	てん書 方20	堺 市 立 〇 〇 〇 学 校 (園) 長 之 印	卒業証書 用及び一 般文書用	校長（各1）

(新設)					宮園分校専用堺 市立百舌鳥支援 学校長印	てん書 方20	堺市立百 舌鳥支援 学校長之印 宮園分校専用	一般文書 用	百舌鳥支援学 校宮園分校准 校長(1)
堺市博物館印	てん書 方25	堺市 博物館 之印	一般事務 用	学芸課長(1)	堺市博物館印	てん書 方25	堺市 博物館 之印	一般事務 用	学芸課長(1)
(略)					(略)				